

Press Release

報道関係者 各位

平成31年4月16日
名取市消防本部総務課

消防職員の懲戒処分等について

本日付け、本市消防職員（40代 男性）について、地方公務員法第29条及び名取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき「停職6月間」とする懲戒処分を行いました。

この処分は、同職員が宮城野区内のコンビニ店で会社役員がレジ付近の手荷物置き場に置き忘れた186万1千円入りの封筒を盗んで逮捕されことによるものです。なお、会社役員とは示談が成立し、不起訴処分とされています。

また、上司の職員2人も訓告処分としました。

※職員の懲戒処分にかかる消防長コメント

市民の生命と財産を守ることを本務とする消防職員がこのような不祥事を起し、市民の皆様から寄せられた信頼を大きく損なうこととなり、まことに遺憾であり心から深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう万全の対策を講じるとともに、一日も早く市民の皆さまの信頼を回復するよう最大限努めてまいります。

【問い合わせ】

名取市消防本部本部総務課 高橋（内線101）

TEL：022-382-0242 FAX：022-383-8711